

仕 様 書

1 件名

外国語版観光パンフレット印刷業務

2 数量及び規格、版下データの修正

(1) パンフレットの印刷

下表のとおり。また、納品時には、200 部毎に段ボール箱に詰め、箱の外面に、内容物（字体名及び部数を記載）を表示すること。

観光パンフレット

言語	部数	規格
英語版（アジア版）	4,000	・サ イ ズ： A4 縦 ・ ページ数： 20 ページ ・紙 質： マットコート 90kg ・刷 色： 全頁 4 色 オールカラー ・加 工： 中綴じ
英語版（欧米版）	3,000	
タイ語版	1,400	
計	8,400 部	

(2) パンフレットデータの修正

ア 印刷にあたっては、委託者からの指示に従い提供するパンフレットデータの 2 ～ 8 か所程度の軽微な修正を行うこと。なお、修正箇所に関するデータは委託者から提供を行う。

イ パンフレットデータの修正については、印刷を行う上記 3 言語に、繁体字・簡体字・韓国語・フランス語・ドイツ語を加えた、8 言語分を行うこと。

ウ 修正後のデータについては、DVD 等のメディアで下記を納品すること。

① 版下データ（Adobe InDesign 形式）

- ・アウトライン化された印刷データ
- ・再編集用データ

② HP 掲載用データ（PDF 形式）

- ・縦型の PDF データとして納品すること。

※縦型 PDF データイメージ：

https://visit.sapporo.travel/file/Sapporo_Pamphlet_asia_en.pdf

3 原稿

既存の原稿データ（Adobe InDesign）を委託者が提供する。

4 校正

1 回（内校を必ず行うこと）

5 納入期限

令和 7 年 6 月 4 日（水）まで

6 納入場所・検査場所

札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局

（札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課（札幌市役所 15 階））

7 著作権

- (1) 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する権利を含む。）を、無償で譲渡するものとする。
また、委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議のうえ処理するものとする。
- (2) 詳細については、発注者の指示によるものとする。
- (3) 本物品においては、本市が定める「札幌市グリーン購入ガイドライン」に従い、使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (4) 本物品の請求・支払については、納入がすべて完了した後とする。
- (5) 既存のデータは「Adobe InDesign」で制作されている。

9 担当

札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局

（札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課）

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電話：011-211-2376 担当：吉村、中西